

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	23	担当課	健康増進課
法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	38の3 -4	不利益処分の種類	精神病院に対する入院者退院命令	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年5月1日 法律第123号) (定期の報告等による審査) 第38条の3 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第33条第4項の規定による届出(同条第1項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。 2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中のものについてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。 3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者、その者が入院している精神病院の管理者その他関係者の意見を聴くことができる。 4 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないとして認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。						